

之候視之は該交渉の標榜は目下の最善と有利に違ひなく終
 結果を慮りて事と意に虧きたるに不堪候視之は東洋社員
 片勿論各地方に既と不慮と布施度次改之交渉の権利と委任す
 久候委任状全部取纏のりて件状の際責分店社員一同別各一委任
 状へ署名捺印の上至急郵部へ送付被下之度收付依頼アリ
 大正十四年三月十八日 シンガールミシン會社制改革期同盟會
 東京本部 (株田錦子) 一に社務部

各店備中

委任状

今田 氏ヲ拙者ノ代理人トシテ左ノ權限ヲ委任ス

一 シンガールミシン會社ニ對シテ制度改革期同盟會ノ要索ニ應

ジテ交渉一切ノ件

石委任任り候也

大正十四年三月

寫

學社第四一九號

大正十四年三月二十三日

警視總監 太田 政 弘

寫

内務大臣 若槻 禮次郎 殿
 社會局長 官長 岡 隆一郎 殿
 東京地方裁判所 檢事 正 殿
 各 廳 府 縣 長 官 殿

14.3.26
 期79号

シンガールミシン株式會社 従業員
 制度改革期同盟會ニ關スル件 (第七報)
 標記會社従業員紛議ニ關シテハ屢報ノ爲其後ノ經過